

神戸市高等学校通級指導実施要綱

平成 30 年 9 月 1 日教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 141 条の規定に基づき、神戸市立高等学校（以下「高等学校」という。）に在学する生徒に対して、通級による指導（在学する高等学校における通級による指導、在学する高等学校における巡回による指導、又は、他の学校等における通級による指導）を行う場合の取り扱いに関して必要な事項を定める。

(教育委員会への届出等)

第 2 条 通級による指導を行う必要があると認められる生徒（以下「当該生徒」と言う。）が在学する高等学校の校長は、当該生徒に通級による指導を行うことを決定し、その旨を通級指導担当教員が在籍する高等学校の校長に対して通知する。

- 2 通級指導担当教員が在籍する高等学校の校長は、前項の通知の内容を確認し、その旨を当該生徒が在学する高等学校の校長に通知する。
- 3 当該生徒が在学する高等学校の校長は、前項の通知を受けた後、当該生徒に通級による指導を行う旨を教育委員会に届け出る。
- 4 当該生徒が在学する高等学校が、通級指導担当教員が在籍する高等学校である場合は、前 3 項の規定によらず、当該高等学校の校長は、当該生徒に通級による指導を行うことを決定し、その旨を教育委員会に届け出る。

(特別の教育課程の編成等)

第 3 条 当該生徒が在学する高等学校の校長は、前条第 3 項の通知を受けた後、当該生徒に係る特別の教育課程を編成する。

- 2 前条第 4 項に該当する場合は、前項の規定によらず、当該高等学校の校長は、当該生徒に通級による指導を行うことを決定した後、当該生徒に係る特別の教育課程を編成する。

(保護者への通知)

第 4 条 当該生徒が在学する高等学校の校長は、第 2 条第 3 項の通知を受けた後、当該生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。

- 2 第 2 条第 4 項に該当する場合は、前項の規定によらず、当該高等学校の校長は、当該生徒に通級による指導を行うことを決定した後、当該生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。

(通級による指導の終了)

第 5 条 当該生徒が在学する高等学校の校長は、通級による指導を行うこととしていた期間中に、当該生徒に通級による指導を行う必要がなくなったと認めたときは、通級による指導を終了することを決定し、その旨を通級指導担当教員が在籍する高等学校の校長に対して通知する。

- 2 通級指導担当教員が在籍する高等学校の校長は、前項の通知の内容を確認し、その旨を当該生徒

が在学する高等学校の校長に通知する。

- 3 当該生徒が在学する高等学校の校長は、前項の通知を受けた後、当該生徒への通級による指導を終了する旨を教育委員会に届け出る。
- 4 第2条第4項に該当する場合は、前3項の規定によらず、当該高等学校の校長は、当該生徒に通級による指導を行う必要がなくなつたと認めたときは、通級による指導を終了することを決定し、その旨を教育委員会に届け出る。
- 5 当該生徒が在学する高等学校の校長が、当該生徒への通級による指導を終了することを決定したときは、第4条の規定に準じて、当該生徒の保護者に対し、通級による指導を終了する旨を通知する。

(雑則)

第6条 その他高等学校における通級による指導を行う場合の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日より施行する。